

宮の沢中央町内会まちづくりワークショップ #6

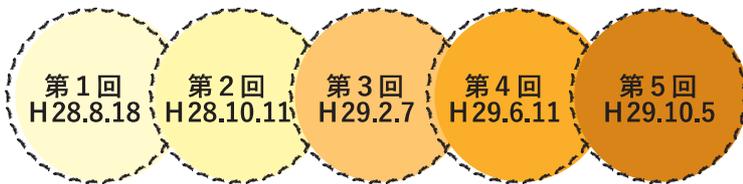


発行：札幌市地域計画課
平成30年(2018年) 2月

みんなでまちを
デザインする

ニュースレター

＝第1～5回ワークショップ＝



宮の沢中央町内会の区域（以下「宮の沢中央地区」といいます。）にお住まいの方、事業者などを対象にして、ワークショップを開催し、目指すまちの姿や住みよいまちにするための活動・ルールなどについて、意見交換をしてきました。



＝アンケートの実施＝

H29.11.6～H29.11.20

第5回までのワークショップにおける意見交換をもとに、地区内にお住まいの方・事業者、土地をお持ちの方を対象にしたアンケート調査を実施しました。



＝第6回ワークショップ＝

H29.12.19

アンケートの結果報告と、それを踏まえて取りまとめた「宮の沢中央地区景観まちづくり指針（素案）」について、意見交換を行いました。

詳細は裏面を
ご覧ください！

＝意見募集の実施＝

H30.1.22～H30.2.7

アンケート結果を踏まえて取りまとめた「宮の沢中央地区景観まちづくり指針（素案）」について、地区内にお住まいの方・事業者、土地をお持ちの方を対象に意見募集を行いました。

ご意見、写真を提出いただき、ありがとうございました！
結果は次回ワークショップでご報告します。



第7回

＝次回ワークショップのご案内＝

意見募集の結果報告と景観まちづくり指針への反映
について意見交換します。

日時

3月23日(金)

13:30～15:30

どなたでも参加できますので、
お気軽にお越しください！



場所

宮の沢中央会館
(西区宮の沢1条5丁目6-27)



会場案内図

平成30年度～ 景観まちづくり指針に基づく取組を開始します！



第6回まちづくりワークショップ

アンケートの結果報告と「宮の沢中央地区景観まちづくり指針(素案)」についての意見交換を行いました。

※景観まちづくり指針(素案)は意見募集の際に同封したものをご覧ください。



景観まちづくり指針(素案)

＝「宮の沢中央地区景観まちづくり指針(素案)」に対する主なご意見＝

全体を通して

- ・これまでの意見が反映されていると思う。
- ・地域の中で建築物が建てられるときのお願いの根拠として、景観まちづくり指針のようなルールがあるのはよい。



まちづくりルールの内容について

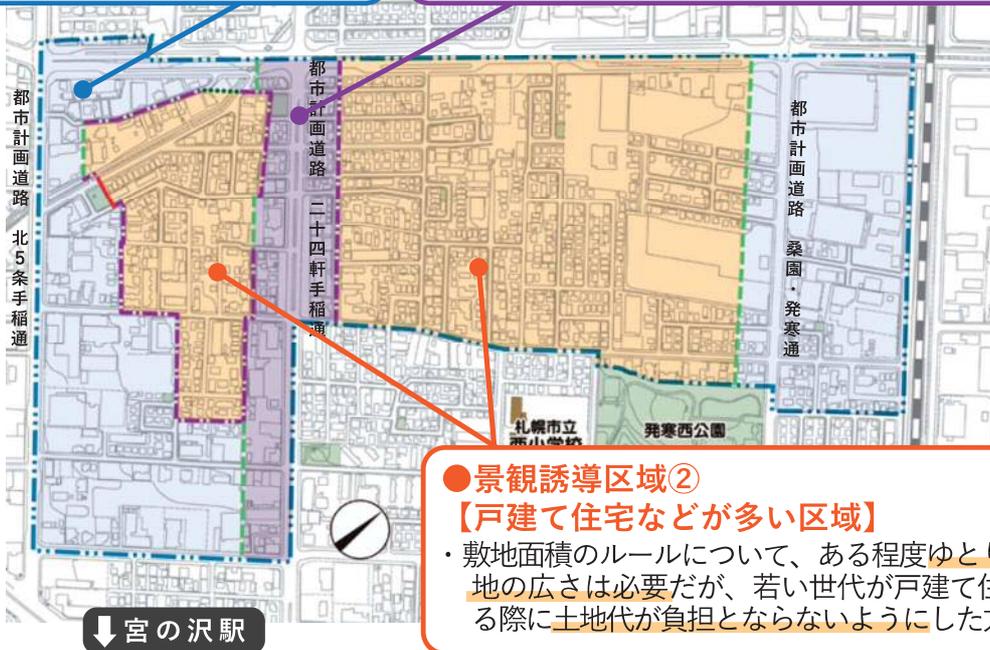
●景観まちづくり推進区域

- ・良好な住環境を守るため、建築物等に関してもう少し実効力のあるルールとしてはどうか。
- ・一方、厳しいルールを設定することで土地が売買されづらくなることも考えられる。バランスが必要だと思う。

●景観誘導区域①

【二十四軒・手稲通(愛称：ラベンダー通り)に面する区域】

- ・ラベンダー通を地域のシンボルと捉え、景観誘導区域とすることは理解できる。
- ・広告物等のルールはあった方がいいが、色味をそろえる程度のルールが現実的ではないか。



●景観誘導区域②

【戸建て住宅などが多い区域】

- ・敷地面積のルールについて、ある程度ゆとりのある土地の広さは必要だが、若い世代が戸建て住宅を建てる際に土地代が負担とならないようにした方がよい。

地域まちづくり活動について

- ・地区内には花の手入れが好きな人もいるので、花植え活動が取り組みやすいと思う。マンション住まいの人も参加しやすいだろう。
- ・児童会館と連携するなどにより子ども達と一緒に活動できれば、これからの宮の沢中央地区における人づくりにつながるのではないか。
- ・福祉施設や保育園などを紹介するマップがあれば、住民は地域のことを知ることができ、施設側にとっても地区内に施設のことを知ってもらえるので、双方にメリットになる。
- ・みどりに関するだけでなく、町内会や事業者、施設、個人などが連携・協力して、活動できるといいと思う。

お問い合わせ先

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 担当：伊藤、太田、柴田
TEL：011-211-2545 FAX：011-218-5113



さっぽろ市
02-B03-17-2405
29-2-1444